

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
16	障がい者就労環境づくり推進事業	障害者社会参加推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	本県の障がい者雇用率は全国6位(平成30年6月1日時点)であり、目標である雇用率日本一に向けて取組の強化が求められている。また、身体障がい者に比べ知的・精神障がい者の雇用が立ち後れている。
事業の目的	特に知的・精神障がい者の民間企業での雇用促進を図るため、障がい者雇用アドバイザーを障害者就業・生活支援センター等に配置し、障がい者雇用率日本一の奪還を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 民間企業における障がい者雇用の促進 全業種の企業訪問や仕事の切り出し、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所からの人材の掘り起こし等に取り組む「障がい者雇用アドバイザー」を障害者就業・生活支援センター等に配置する。 2. 精神障がい者・知的障がい者の採用企業に対する支援 精神・知的障がい者を新規に雇用する企業が、相談・作業指導の役割を担う職場指導員を設置する場合に、奨励金を支給する。 3. 就労継続支援A型事業所(注)に対する支援 大規模な生産設備・備品購入を実施し、利用定員増員する場合に支援する。 (注) 障害者総合支援法に基づいて、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所をいう。 4. 一般就労促進支援事業(人材の掘り起こし) 一般就労を積極的に実施する事業所の成功事例の紹介や、職場見学会の開

催等を実施することにより、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所における一般就労意欲の向上を図る。

2. 事業実施期間
平成 26 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
本県の障がい者 実雇用率 (%)	目 標	2.56	2.46	2.63
	実 績	2.44	2.46	2.58
	達成率	95.3%	100%	98.1%

4. 概要の補足説明

5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘	16-1	雇用アドバイザーについて
勸奨事項	微妙に役割や目的が異なる各部（福祉保健部、商工観光労働部、教育庁）のアドバイザー等について、兼務、整理集約が可能か検討されたい。	

《補足》

現在大分県では、複数の部署で障がい者の就労支援に関わる事業が展開されており、それぞれの事業においてその事業の遂行に必要なアドバイザーが配置されている（下表参照）。

所管部署	事業名	アドバイザーの名称	人数 (令和元年度)
福祉保健部	障がい者就労環境づくり推進事業	障がい者雇用アドバイザー	8 名
商工観光労働部	障がい者職業能力開発事業	障がい者訓練コーディネーター、コーチ	7 名
教育庁	特別支援学校就労支援事業	就労支援アドバイザー	8 名

各々の事業のアドバイザーは、多少の目的の違いこそあれ基本的に企業訪問を主な業務としている。そのため、3部局合同で定期的に連絡会議を行い、訪問した企業やその成果について情報交換、共有を行っているとのことであった。

もちろんこのような連絡会議は、業務を効率的に実施していくためには必要であると考えられる。しかし、それ以前に、そもそも類似した事業を行っているわけであるから、アドバイザーを兼務させることはできないのだろうか、という疑問が残る。兼務させることができれば、アドバイザーの人数はもっと減らすことが可能になるし、減らした分の予算を他の事業に充てることも可能になるのではないだろうか。アドバイザーの兼務、整理集約が可能かどうか検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	25,690	32,452	36,762
決算額	24,784	30,936	34,909
一般財源	11,676	18,216	22,165
繰入金	0	0	0
国庫	13,108	12,720	12,744

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域生活支援事業費等補助金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	1,669	7,810
旅費	205	100
需用費	2	1
委託料	26,930	26,998
負担金補助及交付金	2,130	0
計	30,936	34,909

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
17	地域牽引企業創出事業	経営創造・金融課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	今後、人口減少などにより、県経済の停滞や縮小が懸念される中、多くの付加価値や雇用を生み出し、将来の県経済の新たな牽引役となる地場企業の創出が課題となっている。
事業の目的	地域の雇用や産業活力を生み出すため、持続的な成長を通じ県経済をリードする地場中小企業を創出する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 支援概要 (対象数9社(過年度7社(平成27～29年度：5社、平成30年度：2社)、新規(令和元年度)2社) (1) 地域牽引企業創出事業費補助金 ・補助期間 計画認定から36ヶ月間 ・補助額 50,000千円／社 ・補助率 組織力強化経費（高度人材確保、人材育成等） 2／3 競争力強化事業費（商品等改良、ブランド構築等） 1／2 機械等設備費（建物除く機械設備等の導入） 1／2 (2) サポート等に要する経費 ①経営計画の外部専門家評価活用による成長戦略支援 ②中期経営計画のブラッシュアップにかかる経費 ③成長加速化に向けたサポート体制の充実・強化 (3) 審査会等に要する経費 2. 対象者 ①～④すべての要件を満たす地場中小企業者※ ※大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている中小企業を除く ①優れた経営基盤（成長実績、競争力、成長意欲）を有すること ・直近3カ年決算における付加価値額の年平均伸率3%以上 ・成長基盤(有望な販路有、公的機関等による成長性評価有等)があること ②明確な成長戦略（ニッチトップ、グローバル展開等）と着実な実行計画を有すること

③飛躍的な成長計画を有すること

・雇用人数 30 人以上、又は付加価値額 1 億円以上の増加（5 年以内）

④地域牽引企業を目指すこと

・原則、直近決算において雇用人数 80 人未満、又は付加価値額 3 億円未満

2. 事業実施期間

平成 26 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
雇用 30 人以上又は付加価値額 1 億円の増加を達成する（達成見込）企業数（社）	目 標	7	7	8
	実 績	7	6	6
	達成率	100.0%	85.7%	75.0%

4. 概要の補足説明

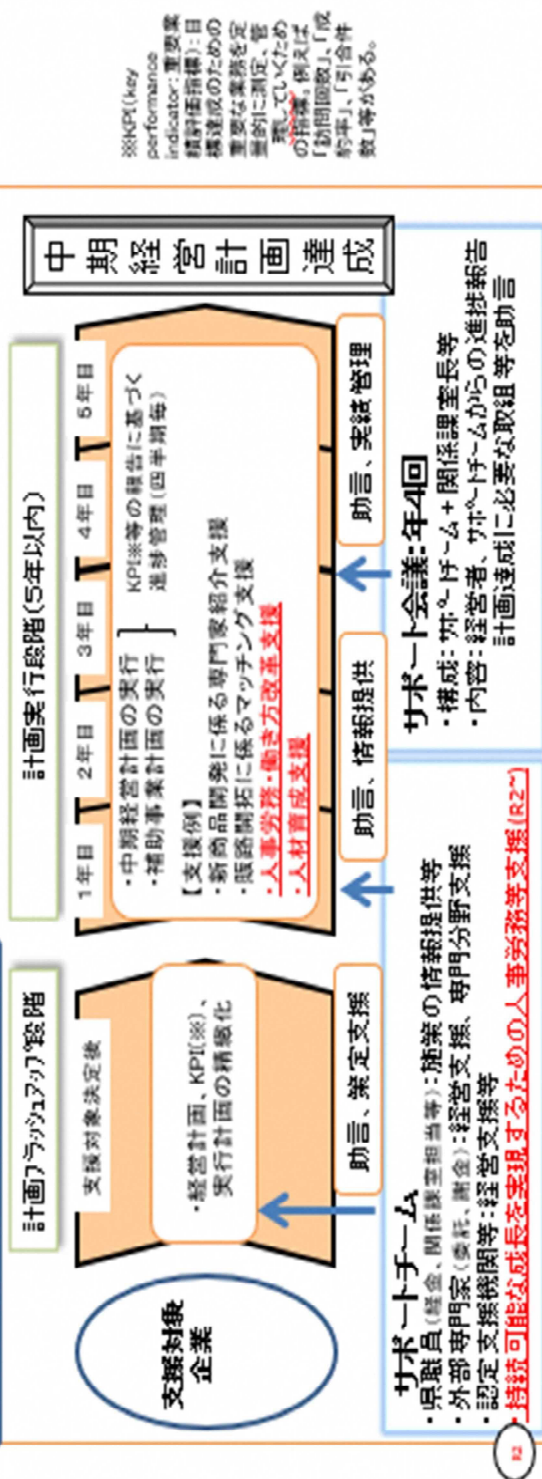
当事業のフロー図を以下に示す。

地域牽引企業創出事業スキーム

1 支援対象企業の選定



2 支援の実施



5. 監査結果

【地域牽引企業創出事業費補助金】

指摘 17-1	補助対象経費の妥当性
改善事項	本事業については、限られた対象先に1社当たり最大50百万円という多額の補助金が支出されているところであるが、補助対象経費に係る取引記録、資料のチェックが所管課により十分に行われているとは関係書類を閲覧しただけでは判断できず、必要以上の補助金が支出されている可能性も否定できない。 金額的な影響の大きさ、不正受給のリスクを十分考慮した上で、所管課は取引について厳格にチェックするよう改める必要がある。

《補足》

本補助金交付要綱においては、実績報告に当たり、事業実績書、収支精算書の他、契約書や領収書等を添付することとされている。

例えば、補助対象先において委託費として次のような支出が行われているケースが見られた。当該契約書に記載された内訳書は次のとおり。

物品名	数量	単価	金額
スキャナーA	1	1,000,000 円	1,000,000 円
サーバーB	2	500,000 円	1,000,000 円
販売管理システムライセンス料	1	2,000,000 円	2,000,000 円
開発費（人件費含む）	3	4,000,000 円	12,000,000 円
計			16,000,000 円

販売管理システムライセンス料については、使用期間や使用件数が契約書や見積書に明示されていなかった。

開発費（人件費含む）においては、どの開発費がどのような工程、作業時間がかかるのかといった資料が付されていなかった。

また、上記すべてが端数処理を行った金額となっている点からも、端数以下となった項目やその内訳の金額を明示する必要があると考える。

この取引は、既存の販売管理システムに追加・改修する形での更新として、県には随意契約理由書が提出されているところであるが、所管課において価格の妥当性が検討された証跡はなく、補助対象経費の金額が妥当であるとは判断できなかった。

他の補助対象先でも、但し書きや品名が書かれていない手書きの領収書が提出されているケースが見られており、仮に異なる取引に係る領収書が提出され

でも発見できない可能性は考えられる。補助対象経費となった多額の取引については、厳格にチェックするよう改める必要がある。

指摘	17-2	補助対象経費の報告区分
改善事項	一部の工具器具の取得及び外部に製造を委託したシステム購入が商品・サービス力強化事業区分（競争力強化事業）として計上されているところ、交付要綱に沿えば機械等設備導入事業区分として報告すべきではないかと疑われるものが見られた。このケースでは該当しないが、機械等設備導入事業の上限額を超えれば、補助金の返還となりうることから十分留意する必要がある。	

《補足》

前述の固定資産の購入及びシステム開発案件について、すべて競争力強化事業の委託費として報告されていたが、見積書や契約金額の内訳書と比較すると、合計額は一致するものの、内訳金額が整合しなかった。

実績報告書に添付された事業経費明細

競争力強化事業

事業区分	経費区分	積算等	金額
商品・サービス力強化事業	委託費	a システム開発	4,000,000 円
	委託費	b システム開発	4,000,000 円
	委託費	c システム開発	4,000,000 円
	委託費	d システム開発	4,000,000 円
計			16,000,000 円

当該取引は形式上、委託費という形で報告されているが、添付資料として物品購入契約書が提出されており、実体としては他の者が開発したソフトウェア（システム）の購入取引である。

当補助金交付要綱の別表 3 に記載されている補助対象経費は次のとおりとなっている。

競争力強化事業（補助率 1 / 2）

事業区分	経費区分	内容
商品・サービス力強化事業	機械装置等経費	商品・サービス力の強化に使用する機械装置、施設、工具器具等の借用に要する経費

商品・サービス力強化事業	委託費	商品・サービス力強化事業の一部を委託する経費
--------------	-----	------------------------

機械等設備導入事業（補助率 1 / 2）

ただし、1 補助事業者当たり総額 25,000 千円が上限

事業区分	経費区分	内容
機械等設備 導入事業	機械装置等経費	機械装置、工具器具、情報通信業におけるサービス提供時等に必要な機器又は生産・販売管理システム等の購入、試作、製造、改良、据付け、借用、保守、又は修繕に要する経費

競争力強化事業では、上限額が設定されていないのに対し、機械等設備導入事業費では 1 補助事業者当たり上限額が設けられている。

本取引を、交付要綱に照らしてみると、「購入」、「製造」、「改良」といった内容は競争力強化事業区分には明示されておらず、機械等設備導入事業区分に掲げられている。たとえ本取引の開発費を委託費としたとしても、少なくとも契約書の内訳書にあるスキャナー代 1,000 千円、サーバー代 500 千円という工具器具については、要綱に従えば機械装置等設置導入事業区分に記録すべきものであるから、実績報告書の報告区分は不適切であると言える。

結果的に上限額を超えるような補助金が支出された場合には、補助金の返還を検討する必要がある。

なお、支援対象企業の認定に先立ち提出された、この補助事業者の中期経営計画書における、希望する支援の項目には、本システム関連経費は具体的に明示されておらず、競争力強化事業区分について補助希望額はゼロ、機械等設備導入事業区分には上限額である 25,000 千円の記載が見られた。

本事業においては、機械等設備導入事業区分に補助上限額が定められていることから、本来、機械等設備導入事業区分に該当する取引が、上限額の定めのない競争力強化事業等の他の事業区分に計上、記録されることにより、結果的に過大な補助金が支出されるリスクについて、所管課は十分留意する必要がある。

指摘 17-3	補助金の交付申請時に提出された見積書
勸奨事項	令和元年 12 月 2 日に補助金の交付決定通知のあった令和元年度大分県地域牽引企業創出事業において、補助金の交付申請時に提出された令和元年 11 月 20 日の見積書に「今週中の注文で 3 月中納入可能です」との記載があった。 仮にその週で注文が行われていたならば、交付決定よりも前に取引が開始されたことになり、この場合は、補助金の対象経費に認められないとされるところであるが、所管課が当該見積書の記載に対する調査、検討を行った証跡はなかった。 今後は、所管課は書面の作成日や金額の照合のみならず、補助金の不正事例の収集、不正リスクの想定を行った上で、提出書類をチェックしてその証跡を残しておく必要がある。

《補足》

所管課からは、後日事業者への聞き取りの結果、発注は承認後に行われており問題はなかったとの回答があった。

指摘 17-4	財産管理台帳の様式・内容
勸奨事項	県が補助対象先に作成・提出を要求している財産管理台帳について、様式・内容が要綱等で定められておらず、法人が税務申告等で利用している固定資産台帳との整合性が把握されていないなど、資産の保全に係る統制が十分ではない。例えば、税務申告等で利用している固定資産台帳を提出してもらい、固定資産台帳に記載されていないものについて、財産管理台帳に記載を求めるといった対応でもよいのではないかと考える。

《補足》

補助金交付要綱によると、財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ることとされ、実績報告に当たり財産管理台帳の写しが提出されることになっている。しかし、当該台帳の記載内容が、例えば、税務申告や会計帳簿と整合していないものであっても発見されない可能性が高い。

指摘 17-5	新規高度人材の考え方
勸奨事項	補助対象経費となる人件費に係る新規高度人材の考え方について、県の注意事項をみると、新規高度人材候補者の認定企業での初任給が、認定企業全正社員（役員を除く）の平均給与を上回ることが、交付要綱の対象要件の一つとなっている。平均給与が基準とされているのは、高度人材であることが給与の高さに反映されると判断しているからであろう。そうであれば、認定企業内で職種も異なる社員との比較を行うよりもむしろ、同地域における同職種の他社との給与を比較する方が合理的である。 当該事業は、県経済をリードする地場中小企業の創出を図ることを目的としており、同業他社の状況を踏まえることの方がその狙いとも整合する。

《補足》

ある認定企業における高度人材に採用された月給と、インターネット上の求人情報に掲載されている同エリアの同職種の月給とを比較したところ、求人情報の月給が高いケースが多く見受けられるものがあった。同業他社比較や業界水準からみて、高度人材であることが認められにくいといった状況が見られた。

指摘 17-6	認定企業の決算に係る適法性の確認
勸奨事項	決算報告書の写しは入手しているものの、法人税申告書の入手や決算公告の有無についての把握が行われておらず、適法性のチェックが十分に行われていない。 決算公告は、債権者をはじめ利害関係者等に対して会社の財政状態を明らかにし、不測の事態を避けて取引の安全を保つことを目的として行うものである。当事業では多額の補助金が認定企業に支出されていることから、決算公告は県民への情報公開といった観点からも有用である。地域経済をリードする企業として、適法性が確保されている点を確認しておくことが求められる。

《補足》

県の事業とは関連しないが、持続化給付金の業務を国から受託した団体が決算公告を行っていなかった問題が全国的に話題となった。他山の石として、所管課も決算公告が行われていない認定企業に対しては、決算公告を行うよう要請するように検討されたい。

【サポート等に関する経費(大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務)】

指摘 17-7	補助と委託の考え方
改善事項	令和元年度の大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務については、本来県が行うべき仕事ではなく委託になじまないのではないか。地域牽引企業創出事業費補助金と同様、補助金で処理することが望ましい。

《補足》

委託業務の仕様書には、委託業務の目的として「大分県地域牽引企業創出事業において認定した地場中小企業の中期経営計画（5か年）達成に向けた支援を行い、認定計画の達成に資する」と定められている。

ここで委託とは、県の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費、県の本来業務を県に変わり受託機関が実施するものとする。

経営支援により便益を受けるのは一義的には県民ではなく、認定企業であり、他社との競合もある中で、認定企業への経営支援（フォローアップ）まで県の本来業務とするのは、過度な行政支援ではないか。認定計画の達成は補助金を受けた認定企業自ら行っていくべきものである。

ここで補助金とは、県が特定の事業・活動を育成、助長、奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なく支出するものとする。

当事業の補助金は、補助率が1／2や2／3となっており、一義的な受益者である事業者の負担が制度上要求されるが、委託については、県の業務として県が負担している点についても、合理性が認められない。委託業務の内容は、補助金の枠内で実施されることが適切である。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	266, 287	171, 675	161, 765
決算額	135, 784	60, 626	52, 836
一般財源	135, 784	60, 626	27, 989
繰入金	0	0	24, 847

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
おおいた元気創出基金繰入金	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	33	33
旅費	546	10
役務費	5	35
委託料	18, 857	17, 709
使用料及賃借料	307	100
負担金補助及交付金	40, 878	34, 949
計	60, 626	52, 836

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
18	事業承継促進事業	経営創造・金融課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県内の中小企業・小規模事業経営者の約半数が今後 10 年間で引退年齢を迎えることとなるが、その 5 割が未だ後継者不在の状況にある。この現状を放置すると今後 10 年間で約 1 万社が廃業し、雇用や付加価値の多大な損失が生じる可能性があり、事業承継は喫緊の課題となっている。
事業の目的	県内事業者の早期計画的な事業承継を促し、承継後の持続化・成長を後押しするため、事業承継への意識喚起や後継者の育成、マッチング機会の拡大、経営者を伴走支援する人材育成を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 移住フェア出展 都市部で開催される移住フェアへ参加し、後継者人材の掘り起こしを行うことにより、後継者人材バンクへの登録やマッチングを促進する。 2. 事業承継ボタンタッチフォーラム 事業者や支援機関向けに、事業引継ぎ支援センターや民間M&A仲介企業の機能、それぞれの役割、支援事例などの周知・紹介により利用機会の拡大を図り、第三者承継を促進する。 3. 後継者向け経営力強化支援研修 後継者として必要な資質や知識の習得を図ると共に、将来の経営者としての自覚と責任を醸成する。 4. 事業承継伴走支援人材育成研修 支援人材の拡充のため金融機関職員や士業等を対象に、M&A・事業承継や廃業の案件に気づく力や相談対応力の養成、さらには専門機関に繋ぐための前さばき力の向上を図る。

2. 事業実施期間
令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業承継伴走支援人材育成 研修育成研修参加機関によ る事業承継支援件数（人）	目 標	—	—	50
	実 績	—	—	52
	達成率	—	—	104%

4. 概要の補足説明

(1) 事業承継促進事業行う背景

所管課によると、事業承継促進事業を県が行っている背景として、以下のよう
な状況がある。

中小企業庁は、中小企業廃業の急増により、令和 7 年（2025 年）までに、日
本全体で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の GDP が失われる可能性があると推計
しており、本県においても、一定の仮定を置いて試算すると、今後 10 年間に経
営者が 70 代以上となる中小企業は約 2 万社。このうち、後継者未定の 5 割が廃
業に至れば、10 年間累計で約 5 万人の雇用、約 2,700 億円の付加価値額が失わ
れる可能性がある、日本銀行大分支店の特別レポート（平成 30 年 1 月 24 日
公表）で報告されている。

参考指標は次のとおり。

- ・大分県内の中小企業者数 36,687 社（法人 15,074 社、個人 21,613）
- ・経営者が 60 歳以上の県内企業の割合 52.4%
- ・60 歳以上の経営者の後継者不在率 50.4%
- ・全国 2009 年～2014 年（平成 21 年～26 年）に廃業した中小企業の平均従業員
数 5.13 人
- ・全国 2011 年度（平成 23 年度）の 1 先当たりの付加価値額（法人 6,065 万円、
個人 526 万円）

(2) 委託業務の説明

本事業で行われている委託業務は次のとおり。

- ①事業承継バトンタッチフォーラム(1. 事業の概要(2)事業の内容を参考)

当事業は、企画提案競技の実施を経て、大分県商工会連合会との委託業務により事業が実施された（令和元年度事業承継マッチングイベント事業委託業務）。委託契約に係る仕様書によると、具体的な委託内容は次のとおりとなっている。

内容	説明
イベントの実施	日時・場所は県と協議 開催回数は2回 講師、事例発表者の選定 参加者数は50名以上 受講者名簿の作成、アンケート実施 参加者同士の交流
実施予定表等の作成	契約締結後に、年間スケジュールの提出
報告書等の作成	委託業務の実績等を整理した報告書の提出

②後継者向け経営力強化支援研修（１．事業の概要（２）事業の内容を参考）

当事業は、企画提案競技の実施を経て、公益財団法人大分県産業創造機構との委託契約により事業が実施された（令和元年度後継者経営力強化事業委託業務）。委託契約に係る仕様書によると、具体的な委託内容は次のとおりとなっている。

内容	説明
後継者経営力強化研修の実施	日時・場所は県と協議 開催回数は4～5回 講師の選定 参加者数は15名を基準 受講者名簿の作成、アンケート実施 受講者同士の交流
実施予定表等の作成	契約締結後に、年間スケジュールの提出
報告書等の作成	委託業務の実績等を整理した報告書の提出

③事業承継伴走支援人材育成研修（１．事業の概要（２）事業の内容を参考）

当事業は、国事業である事業引継ぎ支援センターやプッシュ型事業承継高度化事業の唯一の受託機関である大分県商工会連合会との委託契約により行われている（随意契約）。委託契約に係る仕様書によると、具体的な委託内容は次のとおりとなっている。

内容	説明
研修の実施	日時・場所は県と協議 座学とロールプレイングを組み合わせるなどより実践的な内容 研修参加者の規模は50名以上 受講者名簿作成とアンケート実施
企画書の作成	契約締結後に、研修に関する企画書の提出
報告書等の作成	委託業務の実績等を整理した報告書の提出

5. 監査結果

指摘 18-1	事業要否、見直しの検討
勸奨事項	県は事業承継の促進に向けて、現経営者以外の後継候補者や士業等周辺機関に対する支援事業を行っているところであるが、現経営者への事業の直接的な効果は高くないことから、事業の要否をより明らかにして、必要に応じて事業を見直すことが望ましい。

《補足》

事業承継は本来、当事者間で解決すべき問題と思われるが、所管課によると、地域における後継者不在の割合が高いこと、顧客や雇用、取引先等への影響を踏まえ地域経済に必要な事業を残したいとの意図から、特に中小規模事業者を主要なターゲットとして、支援策に乗り出すことになったという。

株式会社においては、取締役の選任も含め最高意思決定機関は株主総会であるが、中小規模では現経営者が筆頭株主となっていることが多いことから、後継者不在の問題解消に当たっては、現経営者の意識や行動が変わることが決定的に重要と考えられる。

そのような中、本事業は後継者候補者の育成や、金融機関や商工会、士業等周辺機関への支援にとどまっていて、現経営者への直接的なアプローチがなされていない。

この点、所管課からは、現経営者を対象とした事業は大分県事業引継ぎ支援センター（大分県商工会連合会が九州経済産業局から委託を受けて設置された公的な相談窓口）において行われていることを踏まえ、すみ分けを図っているとの説明を受けたところである。しかし、周辺機関への支援が事業承継の促進を阻害するボトルネックの解消につながるとは考えにくく、二重行政の回避とはいえ、直接的な効果が認められにくい委託業務を行う必要性は高くない。

指摘 18-2	研修の開催日程、場所
勸奨事項	連続する平日2日間にわたり実施された事業承継伴走支援人材育成研修において、研修後の参加者アンケートをみると、回答者の25%超が「研修期間が長い」といった回答をしていた。例えば、普段の業務で忙しい人であっても可能な限り利用できるようオンライン研修を導入するなど、日程や開催場所を検討する必要がある。

《補足》

参加者は1日目よりも2日目の方が少なくなっていた。

	1日目	2日目
参加者数	60名	39名
回答者数	44名	37名

所管課によると、研修日程については予め関係機関に聞き取りを行った上、閑散期における平日の連続2日間での開催が決定されたこと、研修中でのロールプレイやケーススタディを実施したとのことであった。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響を踏まえ、研修内容を見直し、オンラインの導入も視野に入れていくとの回答を受けた。

指摘 18-3	審査委員の独立性
勸奨事項	後継者経営力強化事業委託業務や事業承継マッチングイベント事業委託業務においては、企画提案競技に係る審査委員会の審査を経て、随意契約により委託業務が履行されている。 この審査過程及び結果を見ると、外観的な独立性が十分に確保された審査委員により行われたものとは判断しづらい点が見られた。今後は、より独立性が確保された者を審査委員に加えるよう検討すべきである。

《補足》

後継者経営力強化事業委託業務や事業承継マッチングイベント事業委託業務における提案競技審査委員会設置要綱では、次の事項を定め、委員の外観的独立性を確保するようにしている。

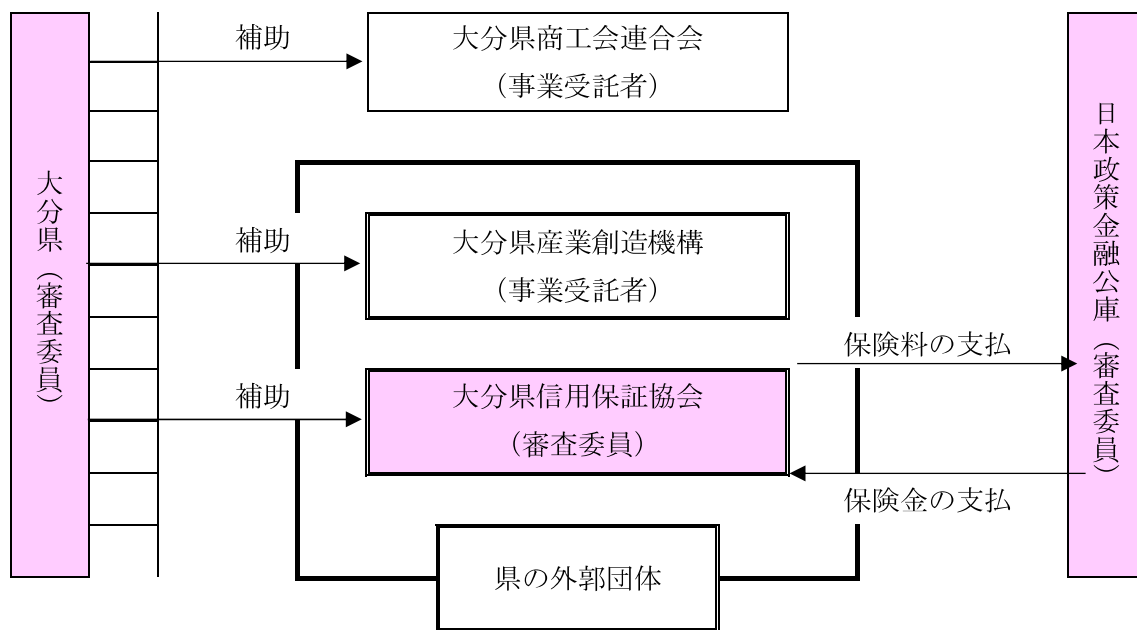
委員が次のように委託業務に係る提案に間接的に参画している場合、当該委員は当該提案の審査を行わないこととする。

- (1) 委員の所属する機関が連携機関等として提案に密接に関与していると認められる場合
- (2) 委員の所属する機関の職員が講師として提案書類に記載されている場合
(大分県に関する記載を除く。)
- (3) 委員及びその配偶者が提案事業者の代表者と親族関係にある場合
- (4) 委員及びその配偶者または委員の所属する機関（以下委員等）が、提案事業者に出資している場合
- (5) 委員等が提案事業者（提案事業者の親会社、子会社を含む）と使用関係にある場合
- (6) 委員等が提案事業者の債権者または債務者に該当している場合
- (7) 委員等が提案事業者から継続的な報酬を受けている場合
- (8) 委員等が提案事業者から無償又は通常取引価格より低い価格による事務所又は資金の提供その他特別の経済上の利益を受けている場合

結果として、2事業の提案競技について次の点が見られた。

- ・審査委員は2つの事業とも同一人であった。
- ・審査委員会は2つの事業とも同日に行われていた。
- ・審査の点数が2つの事業で酷似していた。
- ・2つの事業は事業承継の促進といった観点では類似性のある事業であるが、応募者は1者ずつとなっていた。

また、事業受託者と審査委員が属する機関との関係図、審査結果を示すと次のとおりとなる。



事業名	委員 A	委員 B	委員 C	計
事業承継マッチングイベント事業	88 点	87 点	97 点	272 点
後継者経営力強化事業	88 点	88 点	97 点	273 点

上記の事実のみをもって問題があるとはいえないものの、偶然にこのような結果が出た場合であっても、審査が公平に行われたと推察できるよう、より独立性のある審査委員を加えるよう改善する必要があると言える。

指摘 18-4	委託業務の内容変更
勸奨事項	研修業務の講師を県外専門家から、契約後に県内専門家に変更していたが、当該変更理由が事業の関係簿冊に記録されていなかった（令和元年度後継者経営力強化事業委託業務）。研修業務において、講師を誰が担当するかは重要事項であると考えられることから、この種の変更が生じた場合は、その経緯や対応等について少なくとも実施報告書の添付資料等に記録する必要がある。

《補足》

なお、当初、県が参考見積として積算した資料について、県外専門家と県内専門家とでは、講師の謝礼金額の単価水準が異なっていたが、受託者は県外専門家の単価をそのまま変更後の県内専門家に対しても適用していた。これについて所管課からは、委託費が当初の予算内であり、委託先の判断であって問題ないとの回答を受けた。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	4,609
決算額	—	—	3,784
一般財源	—	—	2,019
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	1,765

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	—	168
需用費	—	79
役務費	—	8
委託料	—	3,529
計	—	3,784

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
19	おおいたスタートアップ支援事業	経営創造・金融課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	労働人口の減少による県経済の停滞、縮小が懸念される中、新たなビジネスや雇用を生み出す創業を促進することが喫緊の課題となっている。
事業の目的	雇用創出型企業や高成長ベンチャー企業の創出を図るため、創業の裾野拡大により県下各地での多様な仕事づくりを支援するとともに、成長志向の高い起業家を発掘・育成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 「おおいたスタートアップセンター」における事業展開 (実施主体：(公財) 大分県産業創造機構) (1) 創業の裾野拡大 ①市町村との連携：ロングランセミナー ②女性創業希望者向け：ネットワーク構築、ビジネスアイデアコンテスト、フォローアップ (2) 成長志向起業家の発掘・育成 ①ビジネスプランの磨き上げ：スタートアップ実践型集中講座の開催 ②おおいたアクセラレーションプログラム：成長を加速化させるための総合支援 ③留学生県内起業支援：投資家とのマッチングに向けた支援 ④大学発ベンチャーの発掘・育成 ⑤大学生向け起業家教育 ⑥関東圏のスタートアップコミュニティ形成 (3) 創業環境整備 ①創業支援者の育成：実践型創業支援担当者育成研修費 ②民間インキュベーション施設連携促進 (4) スタートアップセンター運営費(人件費、施設賃料等) (5) わくわく地方生活実現政策パッケージ 関連 ①地域課題解決型起業支援補助金 ②運営費

2. 九州連携ベンチャー支援

九州・山口各県や経済団体と共催し、各県ベンチャー企業と投資家・大手企業等とのマッチングイベント「九州・山口ベンチャーマーケット」を開催

3. 推進費

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
創業支援件数（件）	目 標	500	500	600
	実 績	571	599	591
	達成率	114.2%	119.8%	98.5%

4. 概要の補足説明

（1）おおいたスタートアップ支援事業補助金

概要は次のとおり。

事業目的	創業の増加及び創業者の成長促進	
実施主体	公益財団法人大分県産業創造機構（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく本県の中核的支援機関）	
事業の内容	おおいたスタートアップ センター管理・運営事業	支援事業
補助対象経費	修繕費、備品購入費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、使用料及び賃借料、負担金、委託料	人件費、謝金、旅費、食糧費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、負担金、委託料
補助率	10/10 以内	

当補助事業は主に次のような業務から構成されている。

	項目	主な業務内容
裾野拡大	各種セミナー、無料相談	特定創業支援に係る経営、財務会計、販路開拓、人材育成の4分野の講義、市町村連携セミナー、無料相談
	女性起業家支援	創業を志す女性の創業環境整備、コミュニティ形成、県外展開支援
	民間創業支援施設連携体	県内の民間創業支援施設によるセミナーや相談業務
	起業家教育	大学の授業やゼミと連携した将来的に起業という選択肢を持てる学生の育成を進めるプログラム
	I M（インキュベーション・マネージャー）研修	地域の創業支援人材の育成
成長支援	スタートアップクリエイティブマンス	官民含めた起業関連イベントの総合的な情報発信
	留学生支援	留学生に特化した伴走型支援
	アクセラレーションプログラム	成長志向起業家を対象とした外部専門家による伴走支援
	大学発ベンチャー支援	外部専門家による大学のシーズの事業化支援
	大分カイコウプロジェクト	大分ゆかりの関東圏在住のビジネスパーソンと県内起業家のマッチング支援
	投資環境整備	資金調達に関する勉強会・セミナー等

事業に要した主な経費は次のとおり。

管理運営費	使用料及び賃借料	11,668 千円	施設賃借料等
	負担金	2,954 千円	施設共益費等
	光熱水費	1,034 千円	電気代
	その他	2,024 千円	委託料、備品購入費等
	計	17,682 千円	
支援事業費	委託料	59,447 千円	アクセラ、留学生等
	人件費	18,932 千円	スタッフ2名、委託4名
	印刷製本費	2,343 千円	セミナー資料印刷代等
	旅費	2,017 千円	スタッフ旅費等
	その他	1,645 千円	消耗品費等
	計	84,386 千円	
計		102,068 千円	

(2) 大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金

概要は次のとおりである。

事業目的	社会的事業における効果的な起業を促進し、地域の諸課題の解決を通じた地方創生の実現
実施主体	公益財団法人大分県産業創造機構（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく本県の中核的支援機関）
事業の内容	県が地域再生計画に位置づけた社会的事業の分野で起業する者に対し、起業に係る経費に対して地域課題解決型起業支援補助金を支給する（間接補助）。
補助対象経費	新たに起業する者が起業に要する経費とし、役員等を除く人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング費等
補助率	1/2 以内、補助上限額は 200 万円

当該補助金は、県内における起業を促進するため、社会的事業（※）に関する起業に対し、（公財）大分県産業創造機構が実施する起業支援事業に要する経費の一部を補助することにより、当該地域における新たな事業の創出を促進するとともに、地域課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的としている。

（※）社会的事業とは、以下の分野に関するものであって、1～3をすべて満たす間接補助事業をいう。

大分県地域再生計画「大分県移住・就職・起業支援計画」に定める以下の分野

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、インバウンド・ツーリズム関連等

1. 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
2. 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
3. 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

5. 監査結果

【おおいたスタートアップ支援事業費補助金】

指摘 19-1	事業の進捗管理方法の見直し
勸奨事項	本事業により、補助対象先において委託業務を中心に様々な業務が行われている。ただ、事業実績書には個別の業務レベルで整理・評価されたものが見当たらず、補助事業として経済性や効率性を総合的に検証するのが困難な状況にある。 所管課からは、毎年度当初に別途資料を使用して、補助対象先と個別事業の摺り合わせを行った上で、毎月行う補助対象先との協議により事業の進捗状況を管理しているとの説明は受けたが、その内容、結果等が事業実績書に反映されていない。 委託業務の構成（補助の用途）や費用配分が効果的、効率的であるか、個別の業務レベルで目標を設定・管理し、補助事業の成果を総合的に測定できるよう、交付要綱や事業実績書の記載方法を含め事業の進捗管理方法を見直す必要がある。

《補足》

本事業全体の成果指標は、創業支援件数となっており、当該指標の達成に向けて必要となる活動に関する指標としては、①ビジネスコンテスト等への出場など有望なビジネスプランを持つ起業家発掘（人）、②スタートアップセンター利用延べ人数（人）、③九州・山口ベンチャーマーケット出展企業数（社）が掲げられている。

しかし、これら指標が前述の各業務内容とどのように関連付けられているのか明確にされておらず、事業実績書において収支の予算・実績値は報告されているが、個々の業務がいかなる目的や目標の下に実施され、実行されたのか明確にされておらず、個別評価を積み上げて総合的な評価が行われているとは認められなかった。事業が3E（経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)）の観点で検証できる状況となっていない。

業務ごとに可能な限り具体的に目標を設定し、個別に検証を行った上で、トータルの活動指標と成果指標を分析していくことができれば、事業費全体から各業務への費用配分の適切性や効率性、さらには業務内容（詳細な事業メニュー）の見直しに活用されるものと期待できる。

また、要綱の見直しに際し、事業変更承認申請書の書き方やチェックのあり方についても、次のように変更額の内容について、説明が十分ではないものが見受けられたことから、見直しを図ることが望ましい。

委託事業について、新型コロナウイルス感染予防による事業内容の変更等に伴い経費を減額変更するため、事業変更承認申請書が令和2年2月12日に提出された。変更前後の経費の額は次のとおりである。

	変更前	変更後	増減額
経費計	103,047 千円	102,047 千円	△1,000 千円
うち人件費 支援事業	15,363 千円	18,785 千円	3,422 千円
うち委託料 支援事業	63,404 千円	59,528 千円	△3,876 千円

承認申請書には、新型コロナウイルス感染症の影響等で委託業務の見直しに伴い、全体の経費が減額されることが記載されていた。ただ、個別の経費を見ると、人件費は変更前よりも変更後の方が増加していたが、この点の説明や記録がなされていなかった。承認申請書の内容の記載、チェックをより詳細に行えるようにしておくことが望ましい。

指摘 19-2	補助事業者が実施した企画提案競技
勸奨事項	補助事業者においては、多くの委託料が支出されている。委託契約に当たっては県に準じて企画提案競技を経て随意契約が行われているところである。 支出額 200 万円以上の委託業務を見たところ、すべて企画提案競技が実施されていたが、結果として応募者もすべて 1 者のみであり競争性が確保されているとは判断できなかった。補助金がより効果・効率的に利用されるよう工夫の余地がないか検討されたい。

《補足》

補助事業者において行われた委託業務（支出額 200 万円以上）は次のとおり。

内容	支出額:千円
令和元年度インキュベーションマネージャー研修事業委託費	2,184
平成 31 年度女性起業家創出促進事業	6,462
大学発ベンチャー創出促進事業委託業務	4,004
令和元年度湯けむりスタートアップサミット運営委託業務	3,208
平成 31 年度成長志向起業家育成支援事業	18,700
令和元年度関東圏起業家ネットワーク構築事業	5,268
平成 31 年度おおいた学生スタートアップ支援事業	10,496
令和元年度インキュベーション施設連携加速化事業	2,123

【大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金】

指摘 19-3	「地域（の）課題」の曖昧さ
勸奨事項	大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱に記載されている「地域（の）課題」について定義づけがされておらず、対象が非常に曖昧であり、あらゆる起業が対象となってしまうのではないかといった疑念がある。対象を明確にして、事業効果を高める工夫を検討することが求められる。

《補足》

当補助金の対象は「概要の補足説明」欄に記載のとおり、次の3つをすべて満たす間接補助事業に関する起業に対するものである。

1. 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
2. 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続可能であること（事業性）
3. 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

上記1～3について、事業計画書等に以下の点が検出された。

1. 社会性

記載内容が粗雑、漠然としたものが見受けられた。

- ・空き店舗の活用が、社会性の項目として大きく記載されているが、一般的に自宅以外で事業を開業する際に、自己所有の建物でなければ、賃借するのは、空き店舗や空き部屋である。空き店舗を活用すること自体に社会性を認めてしまうと、ほとんどすべての業者が要件を満たしてしまう。したがって、空き店舗の活用を社会性として認めるのであれば、その空き店舗が放置されることが、地域にとっていかなる問題を生じさせ（てい）るのかといった点を詳細に記載することが望ましい形である。空き状況がどの程度続いているのかといった指標も加えてもよい。
- ・極端な少子高齢化による人口減少、地域力の低下を課題に挙げ、起業することによる「魅力ある店づくり」「まちの賑わいづくり」を進め、「元気なまち」を発信することで潜在的な定住者の呼び水としたいとしているものが見受けられたが、このような抽象的なフレーズは、地域の課題の解決に資するかどうか分かりづらい。この点が問題なければ、高齢化する人口減少地域での開業行為そのものに、要件としての社会性が容易に認められることになる。

2. 事業性

客単価の目安は記載されているが、どの程度販売するのか、客数や日、月などの売上見込みなどが記載されていないものなど、自律的な事業の継続が可能であることが推察できない事例が見受けられた。

3. 必要性

地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないといったことが定量的に示されていないものが見受けられた。サービスが十分ではないことと必要性とは必ずしもイコールではない。例えば、必要と思っている人が少ないから需要がなく、サービス供給が十分ではないといったことも考えられる。

- ・お客さんや知人から「昼に食事できるところが少ない」、「昼間はいつも同じ店に行っている」といった声がある、という記載があったが他の地域に比べてどの程度不足しているのか定量的なデータが記載されていない。
- ・高齢化が進む中で、椅子席が少なく、椅子席にすることによる高齢者への対応が記載されていたが、地域における課題というよりも、顧客の立場からの要望であって、起業者に限定しなくても設備資金があれば応じられる既存事業者は存在する事項であり、事業の必要性があるとまでは判断できなかった。

以上、社会性、事業性、必要性、いずれの点においても記載が妥当なものとは判断できないケースが認められた。社会性、事業性、必要性の程度については、外部専門家委員会による採点の高低により序列がつけられているものの、それほど採点結果が高いとは言えない事業も採択されている実情もある。

事業を策定する県の立場としては、本補助金を通して地域に存在する課題が解決されることを重要な目的としているところ、補助対象者にとっては起業に係る資金調達（補助金を受け取ること）が重要な目的であり、そのために何とかして地域課題を事業計画に結び付けるプロセスとなっているケースも考えられる。

そもそもこのような状況となっている背景に制度の曖昧さがある。事業実施要領によると、この事業は社会的事業における効果的な起業を促進し、もって地域の諸課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的とされている。しかし、「地域の（諸）課題」についての定義や考え方が、事業実施要領や補助金交付要綱に具体的に示されていない。

地域再生計画である「大分県移住・就職・起業支援計画」においても、転出超過の傾向や転入増のための移住対策の強化、現役世代や集落活動を担う人材不足、地方の担い手不足対策が本県の喫緊の課題といった記載が見られたが、各分野における地域課題の定義や考え方についての記載は見当たらなかった。そもそも解決すべき課題が想定されずに、漫然と事業が実施されているのではない

だろうか。

商取引を行う起業である以上、多かれ少なかれ地域や経済活性化にはつながる可能性はあることから、重要なポイントとなるのはその程度である。

補助金は、地方自治法でも定められているとおり、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができる。民間が行う起業に伴うコストは、本来起業家自ら負担し、同業他社との自由競争の下で競争力を高めることが望ましいものであるところ、それを公金で補助するのはその公益上の必要性が一定程度高いことが認められるからであろう。

所管課としては、今よりも少し高次のレベルでその社会性や事業性、必要性を評価する必要があるのではないか。「起業支援」の窓口となる大分県産業創造機構に対しても、単なる起業支援ではないことについて、十分な指導・助言を行っていくことが求められる。

今後は、地域の課題及び審査基準について、方針・スタンスを整理し、どのようなものが公益性や事業性、必要性が優れているケースであるのかを明確にすることが望ましい。整理に当たっては、例えば、次のような点を参考にされたい。

公益性	・商品の顧客数（サービスの利用客数） ・事業展開するマーケット ・雇用人数 ・不特定多数の利益の享受（どの範囲の受益者を考慮するか） ・見込まれる税収
事業性	・採算が取りづらいものに希少性を勘案して補助するのか ・採算が取れないと将来無駄になるので採算が取れるところに補助するのか ・採算が取れるようなところは自力でやってもらうのか、あるいは成功確率が高いところに優先して支援するのか
必要性	・困っている対象が代替的なサービスを利用することが困難であること ・補助しなければ追加的な社会コストが増大する程度

指摘	19-4	採択決定の基準
勸奨事項	採択に係る審査結果を見る限り、必ずしも評価の高いところが採択されているとは判断できないことから、採択決定の基準について見直しを検討されたい。	

《補足》

外部専門家委員会による事業計画書の書面審査を行い、採択者が決定される。

応募件数、審査結果等の内訳は次のとおり。

応募件数	27 件
採択件数	17 件
交付決定件数	16 件
交付件数	16 件
交付金額	25, 200 千円

平均点	採択件数
90 点以上 100 点	—
80 点以上 90 点未満	1 件
70 点以上 80 点未満	4 件
60 点以上 70 点未満	7 件
57.6 点以上 60 点未満	5 件
57.6 未満	不採択

審査点数の高い方から採択されており、採択された中での最低点は 57.6 点となっている。この点を高いか低いかどうかは、見る人により判断が分かれるが、例えば、委託業務における企画提案競技で設けられているボーダーライン（基準点）が 6 割や 7 割であることを勘案すると、少し低いと考えられる。

社会性や必要性の有無のみならず、高低や大小を補助金額や補助率に反映したり、基準点を設けたりといった見直しができないか検討されたい。

なお、採択先には他の補助金等の実績のあるところも認められる。この点について、客観的に評価の高いところに対して公金が使用されることが、支出の成果が最大限に発揮される可能性が高いことの裏付けであるといった見方ができる一方、特定のところが何度も補助金を受領した結果、補助金を活用できない先が生じてしまうといった見方もある。仮に後者を問題とするのであれば、重複先には補助率や補助金額を減額するといった手法により、多くの希望者が利用できるような工夫を検討する余地がある。

指摘	19—5	事業計画での内容と起業後の活動の齟齬
勸奨事項	事業計画に記載された内容が履行されていると資料では認められなかった先が存在した。採択に影響を及ぼす事項については、起業者の計画が「誇大」になっていないか現実的であるかを判断し、心証を得ることが重要である。	

《補足》

事業計画の骨子に「特にジビエ料理に力を入れていく予定である」としていた

が、飲食店のホームページを見たところ、メニューにジビエ料理の記載がなく、特に力を入れているとまでは判断できなかった。その後、所管課からは、ジビエ料理については現在、猟師等からの入手が不定期であり、通常メニューに載せていないが入荷時には「本日のおすすめ」料理で提供しており、開店以降の提供実績はあるとの回答を受けた。

指摘	19-6	補助金交付要綱の明確化
勸奨事項	起業後に事業拡大を図っている者に対して補助金が支出されているケースがある。起業者の要件が曖昧であるため、補助対象として適切であると判断するのが困難であった。補助金を活用する県民の立場を考慮し、可能な限り誤解や解釈の差が生じることなく公平な運用が行われるよう、交付要綱等を整備する必要がある。	

《補足》

個人事業主の法人化（いわゆる法人成り）が起業に当たるのかを検討した。大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱において、「起業」とは次のことを指している。

- （１）事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
- （２）事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設置された会社が事業を開始すること。

また、「起業者」とは、起業を行おうとする個人であって、次のすべてに該当する者をいう。

- （１）間接補助事業の公募開始以降、事業期間完了日までに大分県内で起業すること。
- （２）大分県内に居住していること、もしくは間接補助事業の事業期間完了日までに大分県内に居住することを予定していること。
- （３）法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- （４）申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

所管課から提出された、「2019 年度地方創生推進交付金に関する Q & A」といった国の要綱を見ると、起業者の要件には次のような記載があった。

- | |
|--|
| <p>Q 個人事業主が法人を設立する場合、既に起業している者が新たに法人を設立する場合は対象となるか。</p> <p>A 新しく法人を設立し、もしくは個人として開業届けを提出する場合は対象となり得る。</p> |
|--|

対象となるではなく、対象と「なり得る」といった表記であった。

県の補助金要綱では、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設置された会社が事業を開始することとされているが、国のQ&Aにおいては、個人事業主が法人を設立する場合は対象となり得るとされている。

採択先の中には法人成りしている先が存在した。仕事のマッチングサービスを行う事業主が令和元年10月1日に法人を設立しているが、平成29年10月に個人事業を開業し、開始届も提出済みであった。しかし、個人事業主と法人との事業の違いが資料からは認められず、スタートアップ期ではなく成長期（事業拡大）に向けての支援であるようにも見受けられた。所管課からは、この場合であっても対象になるという回答があり、その後、当該事業の申請書を内閣府に送付し、確認したところ交付決定に問題はないとの回答を受けたとのことであった。

この他、美容業を営む個人事業主が社会福祉施設への訪問美容を行う法人を設立することに伴い、補助金が支出されているケースもあった。いかなる場合が起業とされ、また起業とは認められないのか、線引きが不透明なケースが見られている。

起業者の要件が曖昧であると、本来申請したい者が誤解して申請を断念することや、審査について恣意性が混入する可能性が考えられる。今後は、募集要項や補助金交付要綱、Q&A、審査基準において、要件をより明確に記載、開示することが望ましい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	87, 123	86, 930	136, 378
決算額	74, 853	86, 900	130, 087
一般財源	44, 887	56, 276	83, 817
繰入金	0	500	500
国庫	29, 966	30, 124	45, 770

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	270	299
負担金補助及交付金	86, 630	129, 788
計	86, 900	130, 087

